

～応急仮設住宅（建設型）について～
（令和6年奥能登豪雨による被災者の皆様へ）

R6. 2. 7 版

○対象者

令和6年奥能登豪雨（令和6年9月20日からの低気圧と前線による大雨）に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区に居住している方

○要件

災害時において、石川県（災害救助法の適用を受けた市町）に居住する方	自らの資力をもってしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす方※ <ul style="list-style-type: none">・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方・「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限ります） ※該当する方であっても、審査結果等により制度を利用できないことがあります。
-----------------------------------	--

○お申し込み・入居

市へ申し込みをしてください。
仮設住宅が完成次第、順次入居できます。入居する地区及び順序は市で調整し、入居決定をします。

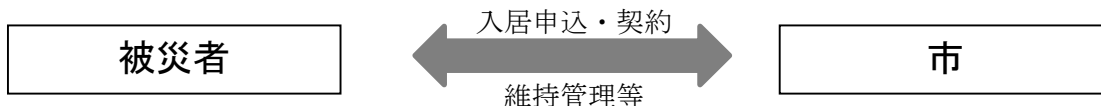
○入居期間

1. 建築工事が完了した日から2年以内
2. 災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内
※災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内ですが、1年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・同意により、1年の範囲内で延長ができます。ただし、建築工事が完了した日から2年以内の範囲を限度とします。
※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後は、速やかに退去する必要があります。
※応急修理制度を併用する場合は応急修理開始から原則6か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

○入居者が負担する経費

光熱水費、引越費、自治会費
※家賃、駐車場、建物管理費は無料です。
※生活必需品の支給制度のほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビといった生活家電の支援措置もありますので、仮設住宅のある各市担当窓口にご相談ください。
※このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。

○応急仮設住宅（建設型）に係る手続き



○お問い合わせ先 〈制度関連に関すること（災害時に居住する各市担当窓口）〉

市町名	担当課	連絡先
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756

応急仮設住宅（建設型）の仕様

○住宅の規模

1～2人用（20㎡）、2～4人用（30㎡）、4人以上用（40㎡）のタイプがあります。

○住戸の仕様

- ◆所要室……………洋室、台所、洗面所、浴室、トイレ、物干し場 等
- ◆住環境への配慮……………寒冷地仕様（断熱材、窓は二重サッシ 等）
1室にエアコン（冷暖房）を設置
- ◆バリアフリーへの配慮……………玄関前にスロープを設置し段差解消
住戸内に段差段差がある場合は手すりを設置
- ◆設備……………IHコンロ又はガスコンロ、ガス給湯器を設置
洋式トイレ（暖房便座）を設置

○その他

- ◆駐車スペース……………原則1戸に1台確保
 - ・車いす利用者、来客、福祉車両用駐車スペースを確保
 - ・駐車スペースは砕石敷き（車いす利用者用はアスファルト舗装）
 ※団地計画の都合上、すべてが設置されるわけではありません。

○参考写真

